

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

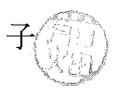
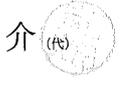
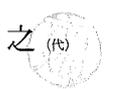
原告 原田 学 ほか105名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁 関東地方整備局長)

準備書面 (13)

平成24年9月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人	大	口	紋	世 
	和	田	将	紀 
	佐	藤	昌	永 
	前	畑	聡	子 
	堤		洋	介 
	角	野	浩	之 
	近	藤		光 
	村	田	智	紀 

清	水	大	貴	
菊	池	雅	彦	
奥	田	謁	夫	
赤	星	健	太郎	
米	山	慎	二	
栗	田	隆	宏	
高	峯	聡	一郎	
宜	保	佳	子	
今	井	弘	幸	
小	林	雄	一	
中	山		浩	
高	木		暁	
尾	上	佑	介	
井	手	統	一	
高	橋		勉	

第1	はじめに	5
第2	本件設計概要図及び本件事業地表示図をめぐる事実関係	6
1	本件事業認可申請書の提出に至る経緯	6
2	事業認可における事前協議の際の提出書類等の取扱いと本件事業認可についての事前協議、添付資料等の貸出し等	6
3	本件鉄道事業の認可と告示等	7
4	本件訴訟において、本件設計概要図及び本件事業地表示図の写しとして平成19年提出図面を提出した経緯	8
第3	平成24年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図として本件事業認可申請書に添付され、本件鉄道事業審査の対象となった図面であること	9
1	平成24年提出図面の記載内容、保管状況に鑑みると、同図面は、本件事業認可申請書に添付された本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本と考えられること	9
(1)	平成24年提出図面の記載内容が本件設計概要図及び本件事業地表示図の記載内容と一致していること	10
(2)	本件設計概要図及び本件事業地表示図が 関東地整から国交本省に貸し出され、保管されていたところを発見された経緯に照らしても、平成24年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本と認められること	11
(3)	小括	13
2	平成19年提出図面の記載内容との比較からも、平成24年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本と認められること	13
3	本件訴訟において平成19年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図と誤認して書証として提出された原因について	14
4	本件鉄道事業審査の対象となった本件設計概要図及び本件事業地表示図は平成24年提出図面であり、今般判明した事情は本件鉄道事業認可の適法性に影	

響を及ぼすものではないこと	16
第4 原告らの求釈明に対する回答	17
1 原告らの平成24年6月19日付け「被告国及び被告東京都に対する新しい事態における求釈明」と題する書面の要旨	17
2 回答	17
(1) ①及び②について	17
(2) ③について	17

第1 はじめに

平成24年6月11日付け上申書及び同月19日付け証拠説明書で述べたとおり、被告国が平成19年9月3日の口頭弁論期日において提出した乙第26号証及び第27号証の各1, 2（以下、併せて「平成19年提出図面」という。なお、書証の特定に必要な場合は、上記枝番の記載を省略することがある。）は、いずれも本件鉄道事業認可に係る行政審査（以下「本件鉄道事業審査」という。）の対象とされた図面とは異なるものである。本件鉄道事業審査において、実際に事業認可申請書（乙第23号証。以下「本件事業認可申請書」という。）に本件設計概要図及び本件事業地表示図として添付され、審査の対象とされたのは、平成24年6月19日の口頭弁論期日に提出した乙第33号証及び第34号証の各1, 2（以下、併せて「平成24年提出図面」という。同様に書証の特定に必要な場合には、枝番の記載を省略することがある。）である。

以下では、まず、本件事業認可申請書が、事業施行者である被告東京都によって提出された後、国土交通本省（以下「国交本省」という。）ないし関東地方整備局（以下「関東地整」という。）において保管されていた状況、本件訴訟において、当初、平成19年提出図面を本件設計概要図及び本件事業地表示図として提出するに至った経緯等を詳述する（後記第2）。その上で、平成19年提出図面は本件事業認可申請書が提出される前の打合せの際に用いられた下書きの図面にすぎず、実際には、平成24年提出図面が、本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本であり、本件事業認可申請書の添付書面として本件鉄道事業審査の対象とされたものであり、平成19年提出図面を誤って提出したことは、本件鉄道事業認可の適法性を何ら左右するものではないことについて述べる（後記第3）。また、これらと併せて原告らの平成24年6月19日付け「被告国及び被告東京都に対する新しい事態における求釈明」における求釈明事項に対して回答する。

なお、略称等については、本準備書面において新たに用いるもののほかは従前の例による。

第2 本件設計概要図及び本件事業地表示図をめぐる事実関係

1 本件事業認可申請書の提出に至る経緯

- (1) 本件鉄道事業に係る事業施行者である被告東京都の担当職員(以下「東京都担当者」という。)は、本件鉄道事業の認可申請に先立ち、平成15年9月24日頃から平成16年1月30日頃にかけて、少なくとも4回にわたり、処分行政庁である関東地整の担当職員(以下「関東地整担当者」という。)や国交本省の担当職員(以下「国交本省担当者」という。)等と打合せを行った。
- (2) このような関係省庁の担当者による数次にわたる打合せを経た後、被告東京都は、平成16年2月2日、関東地整局長に対し、本件設計概要図及び本件事業地表示図を含む法60条3項所定の書類を添付した本件事業認可申請書を提出し、本件鉄道事業の認可申請をした(乙第23号証1枚目)。

2 事業認可における事前協議の際の提出書類等の取扱いと本件事業認可についての事前協議、添付資料等の貸出し等

- (1) ところで、本件鉄道事業の認可申請がされる以前から、国交本省都市・地域整備局長は、関東地整局長に対し、通達(平成14年7月8日国都計第37号。乙第35号証)を発出し、法59条1項若しくは同条2項又は63条1項の規定に基づき、国交本省が個別に補助金の交付を決定する都市計画事業の認可をするとき、事業の円滑な執行を図る観点から、あらかじめ国土交通大臣に協議する旨定めていた(同号証の2枚目)。

本件鉄道事業は、国から補助金が支出される事業であったことから(乙第23号証2枚目「資金計画書」の収入欄参照)、関東地整建政部長は、平成16年2月18日、国交本省都市・地域整備局街路課長に対し、本件鉄道事業に係る事前協議を申し込んだ(乙第36号証の2枚目)。

(2) 関東地整は、前記通達を踏まえて、平成15年3月27日付けで「計画調整第一係の業務」と題する処理マニュアル（乙第37号証。以下「本件処理マニュアル」という。）を作成しており、平成16年当時も、本件処理マニュアルに従って都市計画事業認可に係る手続を行っていた。本件処理マニュアル別紙2「都市計画事業認可の業務フロー」において、国交本省への事前協議は、関東地整局長による「決裁」（事業認可に係る行政審査）が終了した後に行うものとされ、その際には、関東地整から国交本省各担当事業課に対し、協議文（公文書）、申請書の写し及び添付資料（都市計画法60条3項で規定された書類）を提出して行うこと、添付資料は、申請書本体のもの（すなわち原本）を貸し出すこととされていた（乙第37号証「本省への事前協議」の項参照）。

本件鉄道事業の認可に係る事前協議も、本件処理マニュアルの手順に従って、関東地整局長による「決裁」（事業認可に係る行政審査）終了後に行われ、その事前協議の際には、関東地整から国交本省都市・地域整備局街路課に対して、本件事業認可申請書の写しが提出されたほか、本件設計概要図及び本件事業地表示図等の添付資料の各原本が貸し出された。

3 本件鉄道事業の認可と告示等

(1) 国交本省都市・地域整備局街路課長は、平成16年3月17日、関東地整建政部長に対し、前記事前協議の結果、本件鉄道事業の認可について異存ないとの回答をし（乙第36号証の3枚目）、関東地整局長は、同月18日、被告東京都に対し、本件鉄道事業の認可をし（乙第36号証の4枚目）、同月23日、その告示をした（乙第25号証）。

(2) 関東地整局長は、同日付けで、法62条1項に基づき、本件鉄道事業の関係都道府県知事である東京都知事並びに関係市町村長である渋谷区長及び世田谷区長に対し、法60条3項1号、2号に掲げる「図書」として、本件事業認可申請書等の本件鉄道事業認可に係る一件書類（本件設計概要図及び本

件事業地表示図の写しを含む。)を送付し(乙第38号証ないし第41号証の各1, 2), このうち, 渋谷区長及び世田谷区長に送付されたものは, 法62条2項に基づき, その事務所である各区役所において, 公衆の縦覧に供された。

4 本件訴訟において, 本件設計概要図及び本件事業地表示図の写しとして平成19年提出図面を提出した経緯

(1) 原田学ほか52名は, 平成18年9月7日, 東京地方裁判所に対し, 本件訴訟を提起した。

(2) 関東地整においては, 本件鉄道事業の認可申請に係る一件書類の一部及び本件鉄道事業の関東地整内部における決裁文書等が, 表紙に「平成15年度 東京都市計画都市高速鉄道事業認可(9号線 小田急小田原線) 東京都」との記載がある黒色のファイル(乙第36号証。以下「本件黒ファイル」という。)につづって保管されていた。本件黒ファイルにつづられた図面袋には, 乙第26号証及び第27号証が収納されており, これらの図面は, 一見すると, 本件設計概要図及び本件事業地表示図に該当する図面と見紛われるものであった。

そのため, 被告国は, 本件訴訟において, 平成19年8月1日に, 乙第26号証を本件設計概要図の写しとして, 同じく乙第27号証を本件事業地表示図の写しとして, それぞれ書証の申出を行った上, 同年9月3日の口頭弁論期日において, これらを提出した。

(3) 平成24年3月22日の第24回口頭弁論期日後, 被告国指定代理人が, 関東地整及び相被告東京都の各訴訟担当者との間で打合せを行った際, 相被告東京都が保管していた本件設計概要図及び本件事業地表示図の各写し(乙第42号証及び第43号証の各1, 2)の記載内容と, 平成19年提出図面の記載内容とが異なることが判明し, 平成19年提出図面は, 本件設計概要図及び本件事業地表示図とは異なる図面の写しであって, 本件鉄道事業の関

係省庁の担当者による数次にわたる打合せの際に使用された本件設計概要図及び本件事業地表示図の下書きであることが確認された（被告国の平成24年6月19日付け上申書参照）。

(4) その後の調査の結果、表紙及び背表紙に「都市計画事業認可申請書 東京都 都市計画都市高速鉄道第9号線 小田急電鉄小田原線 東京都」との記載がある水色のファイル（乙第44号証。以下「本件水色ファイル」という。）が国交本省において保管されていることが判明した。本件水色ファイルには、「位置図（事業平面図）1葉、事業地表示図2葉、設計概要図2葉」とのラベルが貼付された図面袋がつづられ、当該図面袋には、平成24年提出図面（乙第33号証及び第34号証）が収納されていた。本件水色ファイルには、参考資料として、関東運輸局長が、小田急電鉄に対して行った本件事業区間の連続立体交差化・複々線化計画に関する鉄道施設変更認可及び工事計画変更認可についての認可書等が添付されていた（この参考資料は、小田急電鉄が鉄道施設の増強部分に係る事業を施行するために作成した一件書類であり、本件認可申請に当たって提出されたものを本件水色ファイルに参考資料として添付の上、保管されていたものである。）。

(5) 後記第3で詳述するとおり、平成24年提出図面（乙第33号証及び第34号証）の記載内容等を精査した結果、同各図面は、本件設計概要図及び本件事業地表示図に該当するものであると判断されたことから、被告国は、平成24年6月11日、同月19日付け上申書を提出した上、同月19日の第25回口頭弁論期日において、乙第33号証を本件設計概要図の原本として、乙第34号証を本件事業地表示図の原本として、それぞれ提出した。

第3 平成24年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図として本件事業認可申請書に添付され、本件鉄道事業審査の対象となった図面であること

1 平成24年提出図面の記載内容、保管状況に鑑みると、同図面は、本件事業

認可申請書に添付された本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本と考えられること

(1) 平成24年提出図面の記載内容が本件設計概要図及び本件事業地表示図の記載内容と一致していること

ア 平成24年提出図面の記載内容は、相被告東京都が保管している本件設計概要図及び本件事業地表示図の写しの記載内容並びに公衆の縦覧に供した本件設計概要図及び本件事業地表示図の写しの記載内容と一致していること

平成24年提出図面の記載内容は、本件鉄道事業の事業施行者である被告東京都が、本件事業認可申請書の添付書面の控え（本件設計概要図写し及び本件事業地表示図写し）として保管している図面（乙第42号証及び第43号証の各1, 2）の記載内容と完全に一致している。また、前記第2の3(2)のとおり、本件事業認可申請書等の本件鉄道事業認可に係る一件書類（本件設計概要図及び本件事業地表示図を含む。）は、法60条3項1号, 2号に掲げる「図書」として、本件鉄道事業の関係市町村長である渋谷区長及び世田谷区長に送付され（法62条1項）、同区役所において公衆の縦覧に供された（同条2項）ものであるが、平成24年提出図面の記載内容は、これら公衆の縦覧に供された図書の記載内容とも完全に一致している（乙第38号証ないし第41号証の各1, 2）。

イ 平成24年提出図面の記載内容は、本件事業認可申請書の記載内容と符合すること

本件事業認可申請書には、事業計画の設計の概要欄（乙第23号証1枚目）に「起点 東京都世田谷区代田三丁目」、「終点 東京都渋谷区上原三丁目」、「延長 2, 046 m」との記載があり、平成24年提出図面のうち乙第34号証の1には、東京都渋谷区上原三丁目に「事業認可終点 3 k 8 8 2 m 0 0 0」との記載があり、乙第34号証の2には、東京都世

田谷区代田三丁目に「事業認可起点 5 k 9 2 8 m 0 0 0」との記載がある。このように、本件事業認可申請書に記載されている起点及び終点の位置は、平成24年提出図面に表示された起点及び終点の位置と符合する。平成24年提出図面の上記「3 k 8 8 2 m」, 「5 k 9 2 8 m」との距離を示す各記載は、それぞれ基準となる新宿駅ホームからの距離を示すものであるところ（乙第34号証の1, 2）、新宿駅ホームから事業認可起点までの距離「5 k 9 2 8 m」から、事業認可終点までの距離「3 k 8 8 2 m」を差し引くと2046メートルとなり、本件事業認可申請書において本件鉄道事業の事業延長が2046メートルとされていることとも整合する。

ウ 平成24年提出図面には、都市計画法施行令の定めを考慮した着色がされていること

平成24年提出図面の設計概要図（乙第33号証の1, 2）では、工事の範囲を示す色として茶色が用いられており、これは平成19年提出図面の設計概要図（乙第26号証の1, 2）で黄色が用いられているのとは異なる。これは、都市計画法施行規則47条1項1号ロにおいて、法60条3項により同条1項の申請書に添付すべき書類のうち事業地表示図については、事業地収用の部分を「薄い黄色」で図示すると定められており、これと異なる添付図面である設計概要図に同じ「薄い黄色」を用いることは適当でないことから、工事の範囲を示す色が「茶色」とされているものであり、このように、平成24年提出図面の設計概要図の工事範囲の着色は、法令の定めを考慮したものとなっている。

(2) 本件設計概要図及び本件事業地表示図が関東地整から国交本省に貸し出され、保管されていたところを発見された経緯に照らしても、平成24年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本と認められること

ア 前記第2の2(1), (2)のとおり、関東地整建政部長は、関東地整局長に

よる本件事業認可申請書に対する行政審査終了後の平成16年2月18日に、国交本省都市・地域整備局街路課長に対し、本件鉄道事業認可に係る事前協議を申し込んだが、その際、本件処理マニュアルに従って、本件事業認可申請書の写しを提出するとともに、その添付書類として、本件設計概要図及び本件事業地表示図（いずれも原本）を貸し出した。

イ そして、前記第2の4(3)、(4)で述べたとおり、被告が調査した結果、国交本省において保管されていたことが判明した本件水色ファイルには、本件事業認可申請書の写しのほか、平成24年提出図面（乙第33号証及び第34号証）及び参考資料がつづられていた。他方、本件黒ファイルには、本件事業認可申請書の原本、平成19年提出図面（乙第26号証及び第27号証）がつづられていたが、参考資料は添付されていなかった。

また、本件水色ファイルの表紙及び背表紙には「都市計画事業認可申請書」とのラベルが貼付されており、本件事業認可申請書の写し（なお、この写しは、乙第23号証として提出した本件事業認可申請書の原本とは異なり、受付・受領印が押印されているが、これは、平成19年2月頃、当時の関東地整建政部の職員が、本件黒ファイルにつづられていた事業認可申請書に受付・受領印が押印されていないことに気付き、前任者が押印を失念したものと考え、地方整備局文書管理規則（乙第45号証）2条13号、8条1項3号、11条1項に基づき、受付日や起案番号（「国関整計管認東第21号」）等を確認の上、押印したものである。）とともに、「位置図（事業平面図）1葉、事業地表示図2葉、設計概要図2葉」というラベルが貼付され、その内容物が本件設計概要図及び本件事業地表示図等であることを示す図面袋がつづられており、当該図面袋に平成24年提出図面（乙第33号証及び第34号証）が収納されていた。これに対して、本件黒ファイルには、本件事業認可申請書の原本（なお、この原本にも、乙第23号証と異なり、受付・受領印が押印されているが、その理由は、上

記写しと同様である。)がつづられていたものの、その表紙に「事業認可申請書」であることを示す文言は用いられておらず、その図面袋にも内容物を明らかにするためのラベル等の貼付はなく、参考資料等も添付されていない。

このように、本件水色ファイルは、その形状や表示、参考資料等の添付状況に照らすと、本件鉄道事業の認可申請の際に、相被告東京都から関東地整に対し提出された一件書類を編綴したものと認められるのであり、後記のとおり、関東地整が国交本省都市・地域整備局街路課に対して事前協議を申し入れた際に貸し出したものが返却されずに国交本省において保管されていたものと推認される。

(3) 小括

以上のとおり、平成24年提出図面の記載内容やその保管状況等に照らせば、本件水色ファイルに編綴されていた平成24年提出図面のうち乙第33号証の1, 2が本件設計概要図の原本、乙第34号証の1, 2が本件事業地表示図の原本に該当するものであることが裏付けられる。

2 平成19年提出図面の記載内容との比較からも、平成24年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本と認められること

平成24年提出図面の事業認可起点及び終点の各位置の記載や、新宿駅ホームからの距離関係が本件事業認可申請書の記載と符合することは、前記1(1)イで述べたとおりである。これに対し、平成19年提出図面のうち、乙第27号証の1には、東京都渋谷区上原付近と思われる位置(なお、平成24年提出図面である乙第34号証の1, 2と異なり、乙第27号証の1, 2には「区名」、「町名」等の記載がされていない。)に、「計画事業地始点 3k882m000」との記載があり、乙第27号証の2には、東京都世田谷区代田付近と思われる位置に「計画事業地終点 6k106m000」との記載があるが、これらの記載は、起点と終点の位置が本件事業認可申請書に記載されている「起

点 東京都世田谷区代田三丁目」，「終点 東京都渋谷区上原三丁目」（前記1(1)イ)と起点，終点が逆の位置となっている上，新宿駅ホームからの距離を示す「6k106m000」から「3k882m000」を差し引くと，2224メートルとなり，本件事業認可申請書に記載されている事業延長である2046メートル（前記1(1)イ)と一致しない。

また，平成24年提出図面には，平成19年提出図面には記載がなかった区名や丁番号及び丁番の境線の記載が加えられており，踏切や横断道等の記載も加えられている。また，平成19年提出図面である乙第27号証の1では「？山会マンション東北沢」と記載されていたマンション名が（同号証左から7折り目），平成24年提出図面である乙第34号証の1においては「豫山会マンション東北沢」と表記されていたり（乙第34号証の1左から6折り目），同じく乙第34号証には，乙第27号証には記載がなかった「補助26号線」，「補助54号線」，「区画街路10号線」といった本件鉄道事業地に存在する別件道路事業等の事業名が書き加えられている。このように，平成24年提出図面は，平成19年提出図面と比較して，現場の状況等に関する記載内容がより詳細なものになっている。

このように，平成19年提出図面には，本件事業認可申請書の記載内容と齟齬する記載があり，また，現場の状況を反映する図面である設計概要図や事業地表示図にしては，おおまかな表示をしたものにとどまっているのに対し，平成24年提出図面の記載内容は，上記のとおり，本件事業認可申請書の記載内容と一致している上，平成19年提出図面と比較して本件鉄道事業の内容や現場の状況等を踏まえたより詳細なものになっている。

これらの事実も，平成24年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図の原本であることを明確に裏付けるものである。

3 本件訴訟において平成19年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図と誤認して書証として提出された原因について

本件訴訟において、平成19年提出図面が、本件設計概要図及び本件事業地表示図であると誤認して提出した原因について述べると、以下のとおりである。

前記のとおり、関東地整から国交本省に対して、事前協議に際して、本件事業認可申請書の写しが提出された際、本件設計概要図及び本件事業地表示図等の添付資料の各原本等の一件書類が貸し出されたものであるが、当時、関東地整から国交本省へ貸し出された一件書類は、事業認可後に至っても、直ちに国交本省から関東地整へと返還されない場合が多いのが実情であった（本件処理マニュアル「都市計画事業認可のフロー」の「本省への事前協議」の項には、「(終了した案件の添付書類については、根気強く言って本省から返してもらって下さい)」との注意書きが存するところである(乙第37号証))。そこで、関東地整は、本件鉄道事業認可がされた後、遅くとも平成19年ころまでには、国交本省との事前協議が必要となる案件において東京都担当者から関東地整に提出される添付資料については、仮に国交本省から返還されなかったとしても事業認可等に係る事務手続に停滞等が生じないようにするため、各2部作成の上、提出を受けるように取扱いを変更した(乙第46号証)。しかるところ、前述したところから明らかなように、関東地整から国交本省に貸し出された本件鉄道事業認可に係る一件書類(本件設計概要図及び本件事業地表示図を含む。)についても、平成24年に至るまで国交本省において保管され、関東地整に返還されないままになっていた。

本件訴訟において平成19年提出図面を提出した当時、関東地整の訴訟担当者は、その当時既に上記設計概要図及び事業地表示図が各2部作成・提出される取扱いが開始されていたことから、本件設計概要図及び本件事業地表示図が被告東京都から関東地整へ各2部提出されているものと考え(現実には、上記のとおり、当該図面が各2部作成・提出される取扱いに変更されたのは、本件鉄道事業が認可された後であるから、本件設計概要図及び本件事業地表示図は、被告東京都が各1部しか作成・提出していなかった。)、本件黒ファイルにつ

づられていた図面(乙第26号証及び乙第27号証)が、そのうちの1部である
と思ひ込み、本件口頭弁論期日において、その写しを書証(平成19年提出図
面)として提出するに至ったものである(乙第46号証)。

以上のとおり、本件訴訟において、平成19年提出図面が本件設計概要図及
び本件事業地表示図の写しと誤認されて提出されたのは、関東地整が、国交本
省に貸し出した本件水色ファイル(本件設計概要図及び本件事業地表示図の各
原本がつづり込まれたもの)の返還を求めることを怠っていたこと、関東地整
の訴訟担当者が、当時の図面作成の取扱いを誤解し、本件黒ファイルにつづら
れていた図面袋に納入された平成19年提出図面が、被告東京都から関東地整
に提出された本件設計概要図及び本件事業地表示図各2部のうちの1部である
と誤信したことに起因するものと考えられる。

**4 本件鉄道事業審査の対象となった本件設計概要図及び本件事業地表示図は平
成24年提出図面であり、今般判明した事情は本件鉄道事業認可の適法性に影
響を及ぼすものではないこと**

前記のとおり、平成24年提出図面である乙第33号証は本件設計概要図の
原本、乙第34号証は本件事業地表示図の原本であり、本件鉄道事業の認可申
請の際、いずれも本件水色ファイルとともに被告東京都から関東地整に提出さ
れ、関東地整局長による行政審査が終了した後に、本件鉄道事業認可に係る事
前協議の際に関東地整から国交本省へ貸し出されたものであり、他方で、平成
19年提出図面は、本件鉄道事業の認可申請手続の打合せの際に用いられ、そ
の打合せの過程で関東地整に提出された下書き図面にすぎない。

このように、本件事業認可申請書に本件設計概要図及び本件事業地表示図と
して添付され、本件鉄道事業審査の対象となったのは、平成19年提出図面で
はなく、飽くまで平成24年提出図面であり、今般判明した事情は、いずれも
本件鉄道事業認可の適法性に影響を及ぼすものではない。

第4 原告らの求釈明に対する回答

1 原告らの平成24年6月19日付け「被告国及び被告東京都に対する新しい事態における求釈明」と題する書面の要旨

原告らは、同書面において、

①昭和39年東京都市計画高速鉄道第9号線都市計画決定において、鉄道施設の区域は定められていたか。

②定められていたとすれば、どのように定められていたのか。

③代々木上原地区の都市計画事業認可申請書に添付されていた「表示図」、
「横断図、縦断図等」等の関連資料は全て出されたい。

などと釈明を求めている。

2 回答

(1) ①及び②について

昭和39年決定については、既に平成23年4月14日付け被告準備書面(10)及び同年9月22日付け被告準備書面(11)等で述べたとおりであり、それ以上の詳細は現時点では明らかではない。

(2) ③について

従前、回答したとおり、代々木上原地区の都市計画事業認可申請書に添付されていた「表示図」、「横断図、縦断図等」等の関連資料について、再度精査したが、文書の保存期限が経過しており、やはり現存していないことが明らかとなった。

以上